

藤里町合併浄化槽事業経営戦略

平成28年12月

秋田県藤里町 生活環境課

経 営 戦 略

秋 田 県 藤 里 町
合併浄化槽事業特別会計

第1 経営の基本方針

藤里町合併浄化槽事業特別会計は、平成32年度から企業会計へ移行する公共下水道事業特別会計と同時に企業会計へ移行するか検討中である。

事業については、平成22年度で完了している。

料金収入については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づき、将来人口を推計し、様式第2号投資・財政計画に反映した。平成29年度に消費税が10%になることの他は使用料の改定を考慮していない。その後、藤里町は人口減少が顕著であることから、施設の老朽化対策及び長寿命化対策と並行して使用料の改定と収入アップの方策を検討していく必要がある。

総合的な経営戦略の見直しは、5年ごとに行うこととするが、健全経営に向けた状況を把握するための評価は毎年実施し、必要に応じて見直しを図る。

第2 計画期間

平成28年度 から 平成37年度まで 10年間

第3 投資・財政計画（別紙第2号）

投資についての説明

財源についての説明

第4 効率化・経営健全化の取組

（1）組織、人材、定員、給与に関する事項

組織：現在、生活環境課環境整備係で担当しているが、今後も同組織で経営していくこととしている。

人材：藤里町では、技術職員の採用がないことから、担当して初めて下水道事業に携わる事となるので、技術的な継承が必要となる。

定員：現在、生活環境課環境整備係4名で建設・上下水道を担当しており、公共下水道の主担当が兼務している。

給与：公共下水道担当者が兼務していることから計上していない。

(2) 広域化に関する事項

特になし。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

現在、民間の資金・ノウハウを活用する計画はないが、今後、活用できるかの検討は必要だと考えている。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

アセットマネジメント、ストックマネジメントを実施し、将来的な見通しをたてることにより、経営基盤の強化を図りたい。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消法

特になし。

(6) 資金管理・調達に関する事項

アセットマネジメント、ストックマネジメントを実施し、将来的な見通しをたてることにより、管理していく。

(7) 情報公開に関する事項

平成32年度から企業会計へ移行する公共下水道事業特別会計と同様に、今後、情報開示への取組みを検討していく。

(8) その他重点事項

特になし。

投資・財政計画（説明）

投資についての説明

- ・平成22年度に事業完了していることから、建設改良費は計上していない。
- ・営業費用は、通常の維持管理費のみを計上しており、計画的な維持修繕を行う。

財源についての説明

- ・財源としての料金収入は、人口減少、少子高齢化等により年々減少するものと推測され、その分、一般会計からの繰入金が増額されると見込まれる。
- ・平成32年度から企業会計へ移行する特定環境保全公共下水道と同時に企業会計へ移行するか検討中。
- ・平成29年度に企業会計化する水道事業とともに使用料の改定に向けた取組みを行う事としている。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見 込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	386											
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	746	1,132										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,132	1,132										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	1,132											
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	87.43	85.51	83.11	82.08	81.71	81.34	80.95	80.56	80.16	79.75	79.33	78.90
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	5,572	5,404	5,344	5,484	5,321	5,157	4,993	4,888	4,783	4,678	4,572	4,455
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	65,789	63,496	60,987	58,425	55,810	53,142	50,418	47,638	44,801	41,905	38,949	35,932

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見 込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 益 的 収 支 分	6,001	8,129	7,009	6,254	6,364	6,474	6,583	6,632	6,679	6,726	6,772	6,828
うち基準内繰入金	2,059	2,178	2,278	2,278	2,279	2,279	2,279	2,278	2,279	2,279	2,279	2,279
うち基準外繰入金	3,942	5,951	4,731	3,976	4,085	4,195	4,304	4,354	4,400	4,447	4,493	4,549
資 本 的 収 支 分	2,050	2,293	2,510	2,562	2,615	2,669	2,724	2,780	2,837	2,896	2,956	3,017
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	2,050	2,293	2,510	2,562	2,615	2,669	2,724	2,780	2,837	2,896	2,956	3,017
合 計	8,051	10,422	9,519	8,816	8,979	9,143	9,307	9,412	9,516	9,622	9,728	9,845